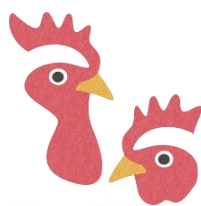


家畜衛生だより



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）

〒370-0074 高崎市下小鳥町 233

TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

★飼養衛生管理基準の改正について

令和2年7月1日に、鶏その他家さんの飼養衛生管理基準が改正され、令和2年10月1日以降段階的に施行されます。主な改正点は以下のとおりです。

施行年月日	新設・変更のあった規定
令和2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 所有者の責務 • 獣医師の選任 • 衛生管理区域の設定 • 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止 • 衛生管理区域内の整理整頓・消毒
令和3年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 防鳥ネット（網目2cm以下）の設置、点検及び修繕
令和4年2月1日	<ul style="list-style-type: none"> • 農場の「飼養衛生管理マニュアル」の作成

この基準は飼養羽数に関わらず、すべての家さん飼養者の方に適応されます。詳細については添付資料がありますので、ご一読ください。

★飼養衛生管理基準遵守状況確認のための立入について

今年度も鳥インフルエンザのシーズン前に、ご提出いただいた定期報告書をもとに飼養衛生管理状況の確認をさせていただきます。各農場の立入日程につきましては家畜保健衛生所から日程調整の連絡をしますので、ご理解とご協力をお願いします。

★家畜伝染病予防法改正に係る飼養衛生管理者等の報告について

家畜飼養者の皆様には、家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理者の選定及び管理者連絡先の報告について早々に対応いただきありがとうございました。

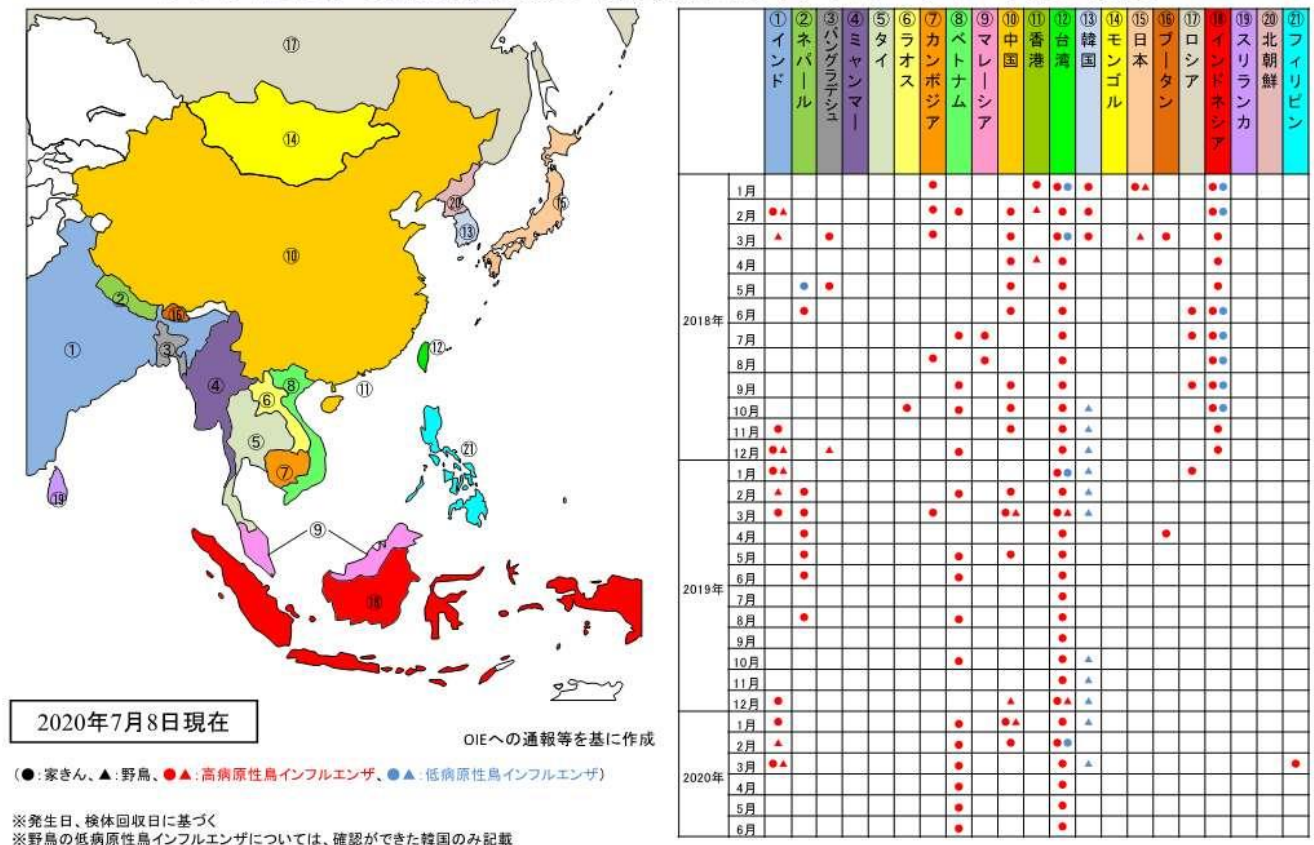
今後、飼養衛生管理者及び管理者連絡先の情報については、毎年2月に提出していただいている定期の報告にて情報を更新することになります。しかし、緊急時の連絡先については、有事の際に使用することを目的としていますので、変更が生じた場合は、早めに情報提供をお願いします。



★アジアにおける鳥インフルエンザ発生状況について

2020年1月以降、中国、韓国、ベトナム、台湾等、東アジアの広域において高病原性または低病原性鳥インフルエンザの発生が見られています。特に、ベトナムでは5月、台湾では6月にもH5亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生している状況です。新型コロナウイルス感染症の流行もあり、海外に出かけられる機会は少ないとは思いますが、発生地域には行かないように、またやむを得ず行かれる場合には、畜産施設には立ち寄らず、帰国後1週間は衛生管理区域に立ち入らないようにご注意ください。

アジアにおける高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生状況



★鳥インフルエンザ等防疫対策の再徹底について

海外から水きん類が飛来する9～10月以降の鳥インフルエンザのシーズンを前に、防疫対策を再徹底しましょう。

1. 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止の再徹底

衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせない。また、不要な物を持ち込まないようにしましょう。人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄や消毒を行いましょう。

2. 野生動物の侵入防止のためのネット設置、点検および修繕

野生動物は鳥インフルエンザウイルスをはじめとする様々な病原体を農場内に持ち込む可能性があります。家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎等に、野生動物の侵入を防止するネットを設置しましょう。すでに設置してある方も、点検を行い、破損箇所があれば修繕しましょう。

3. 早期通報の徹底

鳥インフルエンザを疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。



★暑熱被害に注意してください

畜産における暑熱被害においては、家畜死亡事例の他にも採食量や産卵率の低下など、生産性に及ぼす影響は大きいです。

毎年県内においても換気設備の故障による損害等が確認されています。

予期せぬ損害・被害を防ぐためにも以下の点を改めて確認してください。



- ・給水施設は、水を十分飲水できるようになっているか、故障箇所がないか
- ・餌の採食低下によって食べ残しが多くなっていないか
- ・換気扇や送風ダクトについては定期的に点検、メンテナンスを行い、正常に稼働するか

暑熱による畜産関係被害状況

(単位、頭・千羽)

	調査期間	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
		R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
関東	7月	40	203	8	34	64	298	19	55	5	37
	8月	228	209	46	26	29	83	41	42	13	30
	9月	75	11	11	2	833	50	228	2	36	3
	累計	343	423	65	62	926	431	287	100	53	71

また、飼養者の皆様においても熱中症等に十分注意し、定期的な水分補給及び休憩を心がけましょう

※家畜の被害状況を把握するため、暑熱による死廃事故が発生したときは各市町村役場まで連絡をお願いします

★堆肥の適正管理について

近年、夏季に発生する局地的大雨では、普段は気づかなかった水みち等から堆肥が流出してしまう事故も少なくありません。堆肥舎等の施設がある場合であっても、管理の不備によりふん尿や排汁の地下浸透・周囲への流出が認められる場合は、家畜排せつ物の不適正な管理に該当します。

群馬県においては、県内における井戸水調査で硝酸性窒素等の基準値超過が14.7%と、全国平均の2.8%を大きく超えています。

(H29年度)	硝酸性窒素等の基準超過割合
群馬県	14.7% (全国ワースト1位)
全国平均	2.8%

今後、持続可能な農業を目指す上でもふん尿や廃汁の地下浸透(耕作利用等を目的とした農地還元等の有効利用を除く)を減らし、地域環境と調和した、畜産経営を目指しましょう。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小島町233
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

畜産業を既に廃業された方に本たよりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。